

笛吹市告示第 32 号

笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児通所支援サービスを拡充するため、事業者が行う笛吹市児童発達支援センターの整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年10月12日規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、笛吹市石和町市部字上屋敷448番地において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の施設(以下「笛吹市児童発達支援センター」という。)の整備を行う事業とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、笛吹市が実施する公募型プロポーザル方式により選定され、笛吹市児童発達支援センターの設置運営を行う事業者とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次に掲げる費用の合計額(他の制度において補助金等を受けたときは、当該補助金等の額を控除した額)とする。

- (1) 施設の整備に要する工事費
- (2) 外構(建物以外の土地に固着している門、堀、舗装、造園植栽、街灯等)並びに車庫及び駐車場の整備に要する工事費
- (3) 前2号の工事に要する工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額を比較して最も少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 前条の補助対象経費の実支出額
- (2) 補助対象事業に要する総事業費に4分の3を乗じて得た額から、他の制度において受けた補助金等の額を控除して得た額

(3) 120,000千円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、児童発達支援センター施設整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 施設整備申請額内訳書(別紙2)
- (3) 他の制度における補助金等の交付(申請)額が分かる書類
- (4) 工事請負契約に係る契約書若しくは請書又は見積書の写し
- (5) 配置図、平面図及び立面図
- (6) 各室ごとの室名及び面積計算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは児童発達支援センター施設整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により次に掲げる条件を付して、不適当と認めるときは児童発達支援センター施設整備費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

- (1) 予定の期間内に補助対象事業の完了若しくは支払ができない場合又は遂行が困難になった場合には、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「取得財産」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 前号の承認を受けようとするときは、児童発達支援センター施設整備費補助金財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を第11

条の規定による補助金の額の確定の日(次条第2項の規定による事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定後に補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、児童発達支援センター施設整備費補助金変更承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更のときは、この限りでない。

(1) 事業等の各費目相互間におけるいずれか少ない額のおおむね20%以内の経費の配分変更

(2) 事業の遂行過程で生じた事情変更等により事業内容を変更するものであって、その内容が軽微なため承認を受ける必要がないと認められる変更

2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは児童発達支援センター施設整備費補助金変更承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときは児童発達支援センター施設整備費補助金変更不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、補助事業者に通知するものとする。

(着工届及び完成届)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の工事に着手したときは児童発達支援センター施設整備費補助金着工届(様式第8号)により、補助対象事業の工事が完成したときは児童発達支援センター施設整備費補助金工事完成届(様式第9号)により、それぞれ速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による工事の完成の届出があったときは、検査員に工事の完成を確認するための検査を行わせるものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 第7条の規定による交付決定通知書を受けた補助事業者は、補助対象事業が完了し、かつ、前条第2項の規定による完成検査に合格したときは、補助対象事業の完了日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、児童発達支援センター施設整備費補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別紙1)

(2) 施設整備積算額内訳書(別紙2)

- (3) 建物内外主要部分の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、児童発達支援センター施設整備費補助金額確定通知書(様式第11号)により、実績報告のあった補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに児童発達支援センター施設整備費補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない
と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、児童発達支援センター施設整備費補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、児童発達支援センター施設整備費補助金返還命令書(様式第14号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにな

された補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

児童発達支援センター施設整備費補助金交付申請書

児童発達支援センター施設整備費補助金の交付を受けたいので、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 施設整備申請額内訳書(別紙2)
- (3) 他の制度における補助金等の交付(申請)額が分かる書類
- (4) 工事請負契約に係る契約書若しくは請書又は見積書の写し
- (5) 配置図、平面図及び立面図
- (6) 各室ごとの室名及び面積計算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員数

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

エ 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

オ 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____ 円

イ 工事事務費 _____ 円

ウ 小計(本体工事費) _____ 円

エ 介護用リフト等特殊

 附帯工事費 _____ 円

 (介護用リフト工事費) _____ 円

 () _____ 円

オ 解体撤去工事費及び

 仮設施設整備工事費

 (仮設施設整備工事費) _____ 円

カ その他の工事費 _____ 円

キ 地域交流スペース _____ 円

ク 合 計 _____ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 _____円
イ 県補助金 _____円
ウ 設置者負担金 _____円
エ 合 計 _____円

(4) 施工計画

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 事業開始年月日
オ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無 有 ・ 無

(6) その他参考事項

施設整備申請額内訳書

設置者の名称

施設の名称

施設種別	設置者の総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B(≦A) 円	寄付金その他 の収入額 C 円	差 引 額 D(=A-C) 円	算定基準による 算定額	国庫補助基本額 F 円	市補助金所要額 G 円
					単価 E 円		
施設整備費							
本体工事費							
主体工事費							
工事事務費							
小計							
施設整備費合計							

- (注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
2 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



児童発達支援センター施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 予定の期間内に補助対象事業の完了若しくは支払ができない場合又は遂行が困難になった場合には、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「取得財産」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 前号の承認を受けようとするときは、児童発達支援センター施設整備費補助金財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を第11条の規定による補助金の額の確定の日(次条第2項の規定による事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



児童発達支援センター施設整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

財産処分承認申請書

児童発達支援センター施設整備費補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、次のとおり処分したいので、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

児童発達支援センター施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、次のとおり変更したいので、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更(中止・廃止)後の額 円
- 3 変更(中止・廃止)の内容
- 4 変更(中止・廃止)の理由
- 5 添付書類
 - (1) 児童発達支援センター施設整備費補助金交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち、変更のあったもの
 - (2) 見積書等の経費の根拠となる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



児童発達支援センター施設整備費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 承認する変更の内容等

2 変更後の交付決定額

円

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



児童発達支援センター施設整備費補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

児童発達支援センター施設整備費補助金着工届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、次のとおり着工したので、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

1 工事名

2 工事場所

3 工事請負者 (住所)
(商号又は名称)
(代表者名)

4 工事請負代金額 円

5 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

児童発達支援センター施設整備費補助金工事完成届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、次のとおり工事が完成したので、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

1 工事名

2 工事場所

3 工事請負者 (住所)
(商号又は名称)
(代表者名)

4 工事請負代金額 円

5 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

様式第 10 号(第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

児童発達支援センター施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書(別紙 3)
- (2) 施設整備積算額内訳書(別紙 4)
- (3) 建物内外主要部分の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員数

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積_____m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張の別)

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造 (_____造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____円

イ 工事事務費 _____円

ウ 小計(本体工事費) _____円

エ 介護用リフト等特殊

附帯工事費 _____円

(介護用リフト工事費) _____円

() _____円

オ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(仮設施設整備工事費) _____円

カ その他の工事費 _____円

キ 地域交流スペース _____円

ク 合計 _____円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 _____円
イ 県補助金 _____円
ウ 設置者負担金 _____円
エ 合 計 _____円

(4) 施工計画

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 事業開始年月日
オ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無 有 ・ 無

(6) その他参考事項

(添付書類)

- 1 支払領収書の写し
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済み証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付した物と同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
(交付申請書に添付した物と同一の場合は省略)
- 5 建物内外の主要部分の写真
- 6 工事金額の内訳がわかる書類
- 7 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

施設整備積算額内訳書

設置者の名称

施設の名称

施設種別	設置者の総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B(≦A) 円	寄付金その他 の収入額 C 円	差 引 額 D(=A-C) 円	算定基準による 算定額	国庫補助基本額 F 円	市補助金所要額 G 円
					単価 E 円		
施設整備費							
本体工事費							
主体工事費							
工事事務費							
小計							
施設整備費合計							

- (注) 1 工事請負契約等を締結した単位で作成すること。
2 積算に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

様式第11号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



児童発達支援センター施設整備費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確定額

円

様式第 12 号(第 12 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(申請者)

住 所

代表者名

連絡先

児童発達支援センター施設整備費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額確定のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

3 添付書類 振込口座が確認できる書類(通帳の写し等)

様式第 13 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



児童発達支援センター施設整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった児童発達支援センター施設整備費補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定取消年月日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 取消後の交付決定額 円
- 4 取消しの理由

様式第 14 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

児童発達支援センター施設整備費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した児童発達支援センター施設整備費補助金について、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額 円

3 返還すべき補助金の額 円

4 返還金の納期限 年 月 日

※返還金については、納入通知書により納期限までに返還すること。